

平成30年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会

平成30年5月17日(木)
伊勢原市役所3A会議室
午後3時30分 開会

- 事務局・平成30年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を開会する。
- ・この検討委員会では、平成31年度に使用する小学校の「特別の教科 道徳」を除く全教科の教科用図書、及び平成31年度、32年度に使用する中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書について、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために、調査検討を行っていただく。
 - ・資料の確認と本検討委員会について説明をする。
 - ・資料1は、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱である。各委員の選出については、この設置要綱に基づき、教育委員会から皆様へ依頼し、本日お集まりをいただいた。
 - ・資料2は、検討委員会委員名簿と教科用図書採択にかかわる手続きを載せている。5月17日、本日が第1回検討委員会。検討委員会はあと1回、7月10日に開催予定。委員の皆様にはその間に、6月15日から7月4日に開催される教科書展示会で教科書を閲覧いただきたい。会場は、伊勢原市青少年センター内の教育センター会議室である。
 - ・資料3は「教科書の定義等について」である。「1. 教科書とは」、「2. 教科用図書の使用義務」、「3. 教科用図書以外の使用」、「4. 教科書の採択」について記載している。
 - ・「5. 同一教科書を採択する期間について」、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年となっている。
 - ・また、採択期間内において、採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合、その他の文部科学省令で定める場合には、新たに、既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。とある。
 - ・採択期間は基本的に4年となっている。小学校では平成27年度から平成30年度まで、中学校では平成28年度から平成31年度まで、採択している教科用図書が発行されないなどの場合を除き、引き続き使用することとなっている。小学校では平成31年度より使用する教科書について採択替えとなるが、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、前回の平成25年度検定合格図書の中から採択することとなる。

- ・なお、小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書については、平成29年度に採択したものを平成30年度から31年度まで使用することとなっている。
- ・また、学校教育法附則第9条は、特別支援学級の児童生徒の使用する教科用図書の使用に関するもので、毎年採択をしている。
- ・中学校の「特別の教科 道徳」については、平成31年度から使用する教科書を、平成30年度に採択することとなっている。
- ・資料4は、「平成30年度 伊勢原採択地区教科用図書採択の流れ」である。本採択検討委員会は、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査検討をしていただくものであるということと、採択に至るまでの流れを図にしたものである。
- ・資料5は神奈川県「平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」と「平成31年度伊勢原市小中学校使用教科用図書採択方針（案）」である（資料読み上げ）。
- ・資料6は、平成31年度使用教科用図書発行者・発行数一覧である。
- ・資料7は、現在、伊勢原市立小中学校で使用されている教科用図書の一覧である。
- ・資料8は、検討委員会に係る日程である。
- ・そのほかに、参考資料として「かながわ教育ビジョン」、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底について」、「平成31年度使用教科書の採択事務処理について」、「教科書の改善について」を添付している。
- ・また、編集趣意書を机上に用意している。
- ・要綱第3条の規定に基づき、検討委員の皆様は、教育委員会より、委嘱状、任命状をお渡しする。

《教育長から各委員に交付》

○事務局・誓約書に御署名、押印をお願いします。

《各委員署名押印》

○事務局・各委員から自己紹介をお願いしたい。

《各委員自己紹介》

○事務局・庶務を紹介する。

《庶務自己紹介》

○事務局・伊勢原市教科用図書採択検討委員会委員長及び副委員長の選出に移る。設置要綱第5条2項により、委員の互選により定めるとなっている。

《互選により次のとおり承認》

委員長・・・宮林委員 副委員長・・・本多委員

○事務局・協議については、設置要綱第5条第3項に基づき、委員長に議長をお願いします。

○議長・本検討委員会の趣旨を御理解いただき、適正かつ公正な採択のための

検討が行われるよう、御協力をお願いする。

- ・協議事項の1つ目、平成31年度使用小学校「特別の教科 道徳」を除く教科用図書の調査研究について、事務局より説明をお願いする。

○事務局・今回の小学校用の教科用図書の採択に当たっては、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなる。

- ・また、平成32年度からは新学習指導要領の全面实施により教科書が全面改訂されることとなり、平成31年度に小学校の教科用図書全てを新たに採択することとなる。このため採択に必要な資料については、新たに調査員を置くのではなく、平成26年度の教科書編集趣意書、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し、平成27年から30年度までの使用実績も踏まえ、検討することとしたい。この件についての承認をお願いしたい。

○議長・ただいまの説明について、御質問、御意見等をお受けする。

○委員・確認だが、教科書の発行者も全く変わらないし、内容も全く変わらず、平成32年度全面改訂なので、その前の1年間は今と基本的には同じである。しかし、採択はしなければいけない。使用実績も考慮し、ということなので、今使っている教科書について、確認していくということかと思う。そして、それが確認できれば、実績に基づいて検討していくということかと思うがどうか。

○事務局・4年間使ってきて、不適切な部分がなく、問題ないということでも、平成31年度1年間の使用について、採択替えという手続を踏まなければいけない年となっている。そこで、今使用している教科書について、使ってきて不具合はない、ということを確認し、引き続き使うのが望ましいのではないかということについて、7月の検討委員会で検討していただきたい。

- ・また、逆に不具合等があるようであれば、1年間のための教科書について新たなものを考えるということもあるということをお承知おきいただきたい。

○議長・ほかに御質問、御意見等はあるか。

○委員・検討の仕方について、1種目ずつ検討するとかなり時間がかかると思うので、これまでの使用実績等も踏まえて、事前に委員が資料等を見ておく中で、特徴的なものについて意見を出していく形の検討にしてはいかがか。

○議長・事務局はよろしいか。

○事務局・そのような考えであればそうしたい。

○議長・この件について、ほかに御意見等がなければ、御承認いただきたい。

《全員承認》

○議長・承認いただいたので、小学校の教科用図書については調査員を置かずに、平成26年度における調査研究の内容等を活用し検討を行って

く。また、検討の仕方については、検討委員からの意見のとおり、平成26年度の調査研究の結果を事前にお渡しし、当日はこの調査研究の内容について事務局より報告していただき、その後、全教科を一括して、皆様より御意見をいただく形で行っていく。

○議長・協議事項の2つ目、31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書調査研究について、事務局より説明をお願いします。

○事務局・今回の中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書採択に当たっては、新たに調査研究し、採択に必要な資料を作成することとする。
・については、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条にあるように、検討委員会には調査員を置くことができるとなっているので、新たに検定を通った教科書について、別紙のとおり調査員を置き、調査活動を依頼してまいりたい。

《別紙調査員読み上げ》

・この調査員は、学校教育に対して経験豊かであり、教科用図書採択に当たって直接の利害関係を有しない公正な立場の者である。御承認をお願いしたい。

○議長・ただいまの説明について御意見、御質問等をお受けする。

《なし》

○議長・御質問等がなければ、調査員について、承認いただきたい。

《全員承認》

○議長・承認いただいたので、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条2項に基づき、採択検討委員長の私のほうから、後日、委嘱する。採択の公正確保の観点から、別紙名簿を回収させていただきたいと思うが、事務局から何か説明はあるか。

○事務局・これから調査員が調査研究するに当たり、公正、適正に期するという事で名簿を回収したい。

○議長・それでは回収をお願いします。

《別紙名簿回収》

○議長・それでは続けて事務局より説明をお願いしたい。

○事務局・調査研究の内容及び方法について説明する。

・調査員は専門的な教科書研究の充実を図る観点から、設置要綱第8条第5項にあるように、平塚市・秦野市・大磯町及び二宮町と共同で調査研究をする形をとらせていただく。

・調査結果の報告は、各調査員がそれぞれの市町の検討委員会で行う。伊勢原市の場合は、第2回検討委員会で、検討委員の皆様の前で、調査員から調査研究の結果を報告する。

・調査員会は、第1回調査員会を5月中旬に開き、約1か月かけて調査活動を行い、調査資料を作成する。

・資料に、神奈川県教科用図書選定審議会を示された調査研究の観点が見られている。「教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の

目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。」と記載されている。調査員には、(1) 教科、種目に共通な観点や、(2) 特別の教科道徳に係る観点に基づき、調査がなされるよう依頼をしていく。

- ・なお、参考として「かながわ教育ビジョン」を配布した。「かながわ教育ビジョン」との関連とあるので、御確認いただきたい。
- ・また、文部科学省の通知文書、平成21年3月30日付「教科書の改善について」も併せて御確認いただきたい。
- ・次に、第2回検討委員会における調査結果の報告と検討について説明する。
- ・第2回検討委員会では、どの発行者の、どの教科書に、どのような特徴やよさがあるかなど、皆様から具体的に御意見をいただく。調査員による調査結果のまとめは、第2回検討委員会より前に、皆様にお届けする。
- ・第2回検討委員会では、まず初めに小学校「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書について検討する。平成26年度の調査研究の結果を、本日配布する。先ほど御承認いただいたとおり、当日はこの調査研究の内容について事務局より報告し、その後、全教科を一括して皆様より御意見をいただく。
- ・次に、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書について検討する。調査員から調査結果の報告があり、質疑応答後、検討委員による調査検討に入る予定である。
- ・具体的には、まず調査員から10分程度報告をする。その後、調査員に対して質疑応答を行い、一旦調査員は退出する。協議の中で、必要に応じて調査員に入ってもらって、再度質問することも可能である。その後、10人の委員の皆様から各教科書について意見をいただく。
- ・第2回の検討委員会で、皆様から十分な御意見をいただくことが必要であり重要であると考えている。そして、その御意見をもとに、教育委員会議において、最終的に伊勢原市として教科用図書を採択することになる。以上である。

- 議長・調査研究の内容及び方法について、御質問や御意見等をお受けする。
- 委員・教科書を見ることができるのは展示会の場所、時間ということでしょうか。
- 事務局・そのとおりである。教科書展示会の場所で公開している時間に御覧いただきたい。
- 委員・展示会で中学校の道徳などは初めて見るわけだが、8者ある中で、どれか1者に絞って検討していくというほうがいいのか。ある程度幾つかに絞ってくるイメージでいいのか。
- 事務局・要綱の第1条のところにも、教科用図書の採択に関し必要な事項を調

査検討することを目的としているとあり、1者に絞るというよりは、それぞれの発行者の特徴やよさなどについて明らかにしていく。皆様の立場の中で、子どもたちにとってこの教科書のこの部分は適しているのではないか、という意見を幾つかいただきたい。

- 委員・見てきて気づいたところ、この発行者のこの部分がよかったというようなところをこの場所で発表して、全体ではこれとこれとこれがよさそうだとというようなまとめになるのか。
- 事務局・そうである。
- 議長・教科書を見ていただき、教科書の特徴など、各者いろいろあるので、例えば文字の大小や、挿絵の数など、子どもたちのためにはどれがいいかということをお考えいただければよいと思う。
- 委員・配布された調査研究の資料を参考に教科書を見るとよいと思う。
- 事務局・小学校の教科書については、平成26年度に実施した調査の結果があるので、それを参考にしてほしい。また、中学校の「特別の教科 道徳」についてはこれから調査を行い、資料を作成し、第2回の前にお届けする。
- 委員・中学校のものについては、この15ページからの観点を参考にしようと思う。また、趣意書も参考になると思う。
- 委員・小学校は、実績に基づいてということなので、22ページの現在使用している教科書について、これがいいのか悪いのかぐらいのイメージでいいのかなと思う。今選ばれている教科書を見て、伊勢原の子にはこれでいいという確認ができればと思うが、それでよいか。
- 事務局・それでお願いしたい。
- 委員・教科書展示会には、一般の方も来るので、このような資料はあまり持って行けないと思う。また、基本的に、教科書というのは全て一応文部科学省の認定を受けている教科書なのか。
- 事務局・文部科学省の検定を受けたものである。
- 委員・中学生の子どもは、道徳の教科書を持っているのか。
- 事務局・中学校の「特別の教科 道徳」については、平成31年度から新たにスタートするので、今使っているのは教科書ではなくて副読本というものである。本日、見本本を用意しているので、会の終了後見ていただきたい。
- 委員・小学校が11種目で、中学校の道徳があるので、全部で12種目ということか。
- 議長・かなり多いが、小学校は基本的に、今まで使っていた教科書を確認していただきたい。中学校のほうは、全く新しい教科なので、より詳しく見ていただきたい。調査の内容・方法については御承認いただくということでよろしいか。
- 議長・それでは協議事項の3つ目、平成31年度使用中学校教科用図書について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局・平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」以外については、資料4ページの5番、同一の教科用図書を採択する期間にあるように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとなる。したがって、22ページ、平成28年度から31年度、伊勢原市立中学校使用教科用図書一覧、にあるように、引き続き平成31年度も継続して使用することになる。新たな調査研究は行わないので、御理解、御了承をいただきたい。
- 議長・平成31年度使用中学校教科用図書について、御意見、御質問等はあるか。
- 議長・平成31年度使用中学校教科用図書について、御承認いただきたい。
《全員承認》
- 議長・これで検討委員会を終了とする。第2回検討委員会では、検討がスムーズにいくよう御協力をお願いする。本日の協議事項を終了する。事務局に進行を戻す。
- 事務局・事務連絡をする。
- ・第2回伊勢原市採択検討委員会は、7月10日火曜日、午後2時からの予定。会場は市役所3階の全員協議会室を予定している。
 - ・第2回検討委員会までに、調査員のまとめた「資料」をお届けする。
 - ・また、教科書展示会は、6月15日金曜日から7月4日水曜日となっている。原則土曜日、日曜日は閉館するが、6月23日の土曜日については午前中のみ開催する。委員の皆様には、展示会で教科書を御覧いただきたい。
 - ・全体を通じて御質問はあるか。
- 委員・何か許可をとって入るのか。
- 事務局・自由に入っていてよい。会場に個票があるので、御記入いただきたい。
- ・そのほか、何かあるか。
 - ・随時、連絡いただければその都度対応する。
- 事務局・以上で平成30年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を閉会する。

午後4時30分閉会